

中核市に関する庁内検討会 第1回

令和4年2月10日(木)

企画調整部企画政策課

中核市とは

- ・地方分権を進めるための都市制度の1つ。
- ・政令指定都市に次ぐ人口規模の都市に都道府県の事務や権限の一部を移譲し、住民にかかわる事務はできる限り住民に身近な市で行うことを目的としている。

県の事務	○ 警察署の設置 ○ 指定区間の一級河川の管理など		指定都市 [人口50万人以上]
	○ 児童相談所の設置 ○ 国道・県道（指定区間外）の管理など		
	○ 保健所の設置 ○ 保育所、社会福祉施設(老人福祉施設、介護保険施設等)の設置許可など	中核市 [人口20万人以上]	全国20市 九州では 福岡市、北九州市、熊本市
	○ 環境保全・都市計画に関する事務など	施行時特例市 全国23市 佐賀市	全国62市 九州では 久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 ※県庁所在地では 津市、徳島市、 佐賀市 が 中核市に移行していない。
一般市 全国687市 県内では、9市 ●生活保護の決定・実施 ●公立保育園、小中学校の設置など			

中核市一覧

○佐賀市 人口:230,970人 財政力指数0.65

	移行日	市	人口	財政力指数
01	H8.4.1	宇都宮	426,795	0.99
02		金沢	321,254	0.88
03		岐阜	410,324	0.87
04		姫路	454,460	0.89
05		鹿児島	536,752	0.73
06	H9.4.1	秋田	312,035	0.67
07		郡山	326,831	0.84
08		和歌山	393,951	0.82
09		長崎	438,724	0.59
10		大分	426,981	0.91
11	H10.4.1	豊田	341,079	1.47
12		福山	374,517	0.82
13		高知	321,999	0.64
14		宮崎	300,068	0.68
15	H11.4.1	いわき	360,598	0.80
16		長野	358,516	0.74
17		豊橋	352,982	0.99
18		高松	331,004	0.82
19	H12.4.1	旭川	360,568	0.53
20		松山	460,968	0.76
21	H13.4.1	横須賀	432,193	0.82
22	H14.4.1	奈良	366,196	0.77
23		倉敷	430,239	0.87
24	H15.4.1	川越	330,766	0.97
25		船橋	550,074	0.96
26		岡崎	336,583	1.03
27		高槻	357,438	0.82

	移行日	市	人口	財政力指数
28	H17.4.1	富山	420,804	0.83
29		東大阪	515,094	0.77
30	H17.10.1	函館	305,311	0.47
31		下関	301,097	0.55
32	H18.10.1	青森	311,508	0.56
33	H20.4.1	盛岡	300,746	0.75
34		柏	380,963	0.96
35		西宮	465,337	0.95
36		久留米	306,434	0.67
37	H21.4.1	前橋	318,584	0.82
38		大津	323,719	0.82
39		尼崎	462,647	0.84
40	H23.4.1	高崎	364,919	0.85
41	H24.4.1	豊中	389,341	0.92
42	H25.4.1	那覇	315,954	0.84
43	H26.4.1	枚方	407,978	0.80
44	H27.4.1	越谷	326,313	0.93
45		八王子	580,053	0.94
46	H28.4.1	呉	239,973	0.61
47		佐世保	261,101	0.53
48	H29.4.1	八戸	231,379	0.67
49	H30.4.1	福島	294,247	0.78
50		川口	578,112	0.96
51		八尾	268,800	0.75
52		明石	293,409	0.79
53		鳥取	193,717	0.52
54		松江	206,230	0.58

	移行日	市	人口	財政力指数
55	H31.4.1	山形	253,832	0.78
56		福井	265,904	0.84
57		甲府	193,125	0.77
58		寝屋川	237,518	0.67
59	R2.4.1	水戸	270,783	0.86
60		吹田	374,468	0.99
61	R3.4.1	松本	243,293	0.73
62		一宮	380,868	0.84

○人口：令和3年4月1日現在

○財政力指数：平成31年3月31日現在

【平成27年4月1日 改正地方自治法の施行】

- ・特例市制度を廃止し、中核市の指定に係る人口要件を「20万人以上の市」に変更。
- ・施行時特例市は、施行の日から5年間は、人口20万未満であっても、中核市に移行できる経過措置あり。

移譲される権限・事務

- ・中核市に移行した場合、以下の分野の事務が県から市に移譲される。
- ・これにより、これまで県で行っていた佐賀市民及び市内の事業者に関する手続等の一部を、佐賀市で行うようになる。

分野	中核市が処理する主な事務
民生	・ 障害認定・身体障害者手帳の交付 ・ 社会福祉施設（老人福祉施設、介護保険施設等）の設置認可、監督 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務 ・ 民生委員の定数決定 ・ 社会福祉審議会の設置・運営
保健衛生	・ <u>保健所の設置</u> ・ 飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可 ・ 診療所、助産所の開設許可 ・ 動物の愛護や管理に関する事務
環境	・ 産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ ばい煙発生施設の設置の届出受理
都市計画・建設	・ 屋外広告物の条例による設置制限（※一部移譲済み） ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
文教	・ 県費負担教職員の研修 ・ 重要文化財に関する現状変更の許可

移譲される権限・事務（② 部ごとの移譲事務数）

部	法定移譲事務数 (移譲済みも含む)
保健福祉部	約 1, 1 0 0 事務
環境部	約 5 1 0 事務
建設部	約 5 0 0 事務
子育て支援部	約 2 4 0 事務
その他	約 1 6 0 事務
合計	約 2, 5 1 0 事務

(企画政策課による分類)



法定移譲事務に密接に関連しているものや、市が実施する方が市民サービスの向上や効率的な行政運営につながるものがあるため、県との調整で移譲事務数が決定。

- * 法定移譲事務とは、中核市移行に伴い、法律や政令などに基づいて必ず移譲される事務。
- * 移譲事務数とは、法律及び政令の条項単位であり、申請の受理、通知や交付等をそれぞれ計算した数。

保健所設置に係る移譲事務数

地域保健法第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされている。

法定移譲事務数（移譲済みも含む）

約1,050事務（※保健福祉部770、環境部250、上下水道局30）

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 5 医事及び薬事に関する事項
- 6 保健師に関する事項
- 7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 9 歯科保健に関する事項
- 10 精神保健に関する事項
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 13 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

保健所の設置

中核市は、保健所を設置し、保健所設置市の長等に移譲されている事務等进行处理することとされている。(地域保健法第5条)

設置方法	概要
単独設置	✓ 独自で専門職等を採用、研修、派遣 ✓ 独自で保健所を新設、改修、備品の整備など
共同設置 *島根県と松江市(全国初)	✓ 市と県は(旧)県保健所を利用し運営 ✓ 専門職を含めた職員は、県と市の職員を配置 ✓ 共同設置保健所に配置された職員が、県の業務も市保健所の業務も担う ✓ 指揮命令は、県の業務は知事、市の業務は市長がそれぞれ行う。 ✓ 共同設置の行政機関に要する経費は、市の歳入歳出予算に計上して支出。 その経費について、県は、市に負担金として支出する。
部分委託設置	✓ 窓口運営業務委託 (岡山市、足立区) ✓ 衛生検査業務委託 (八尾市) ✓ 高度で専門的な技術や機器を要する検査を委託 (高崎市) ✓ 健康診査業務(集団方式)委託 (宇都宮市)

中核市移行に伴い、必要となる職種（職員数）

職種	職員採用数 【参考】（水戸市：人口：27万人）
一般事務	35～40名程度
土木	1名程度
建築指導主事	1名程度
医師	1名程度
保健師	5～10名程度
獣医師	15名程度
薬剤師	10名程度
精神保健福祉士	2～3名程度
臨床検査技師	2～3名程度
管理栄養士	1名程度
その他	2～3名程度
計	75名～88名程度

*水戸市HP 水戸市中核市概要（令和2年4月）

水戸市（R2.4月移行）は保健所事務を実施するために58人、
保健所事務以外の事務を実施するために24人 合計82人増員

「中核市」に移行する場合、県からの事務の移譲に伴い、現在よりも職員の増加が見込まれる。

特に、保健所の設置等に伴い、専門性の高い事務が移ることから、専門的な職員の確保など、増加する事務に対する組織体制の適切な整備が求められる。

【保健所設置】

（地域保健法第10条）

保健所には、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置くこととされている。

所長(必置)	医師であって、3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者、国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者又は厚生労働大臣がこれらの者と同等以上の技術若しくは経験を有すると認めた者のいずれかに該当する職員。
その他の職員	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者 その他保健所の業務を行うために必要な者

今後の検討事項

これまでの、中核市移行に関する情報収集、調査・研究では以下の効果、課題が挙げられる。

項目	内容
1 市民へのメリット	・ 県と市において、それぞれ実施してきた事務を、市で一体的に行うことにより、窓口一元化が図られ、市民は一つの窓口で手続きができ、時間の短縮を図ることができる（例：身体障がい者手帳の交付、寡婦福祉資金の貸付など）。
2 市のメリット	・ 都市のイメージアップ ・ 行政機能の強化（保健・医療・福祉の連携の推進、保健衛生行政の拠点を形成）
3 財政面の課題	・ 移行の準備には、保健所等整備費、システム開発経費等の多様な経費を要することが予想されるが、財政支援なし。 ・ 移行後については、交付税措置があるが、普通交付税は国の予算に大きく影響されるため、将来的な推計が困難。 財政的な影響について、庁内検討会・調査部会で今後精査する必要がある。
4 人材面の課題	・ 獣医師及び薬剤師等の専門職については、人材の確保が困難な傾向にあること、幅広く複数の業務に精通した人材の育成が必要であることなどから、他都市では移行4年前から採用試験を実施しているところもある。 ・ 専門職の採用後の育成や人事異動の課題がある。 また、事務職においても長期的な職員の研修が必要となる。
5 その他	・ 中核市は児童相談所の設置ができる（横須賀市・金沢市・明石市）。

中核市に関する庁内検討会

目的

中核市移行に伴う効果及び課題を、全庁的に様々な観点から調査、検証し、中核市について検討を行う。

構成

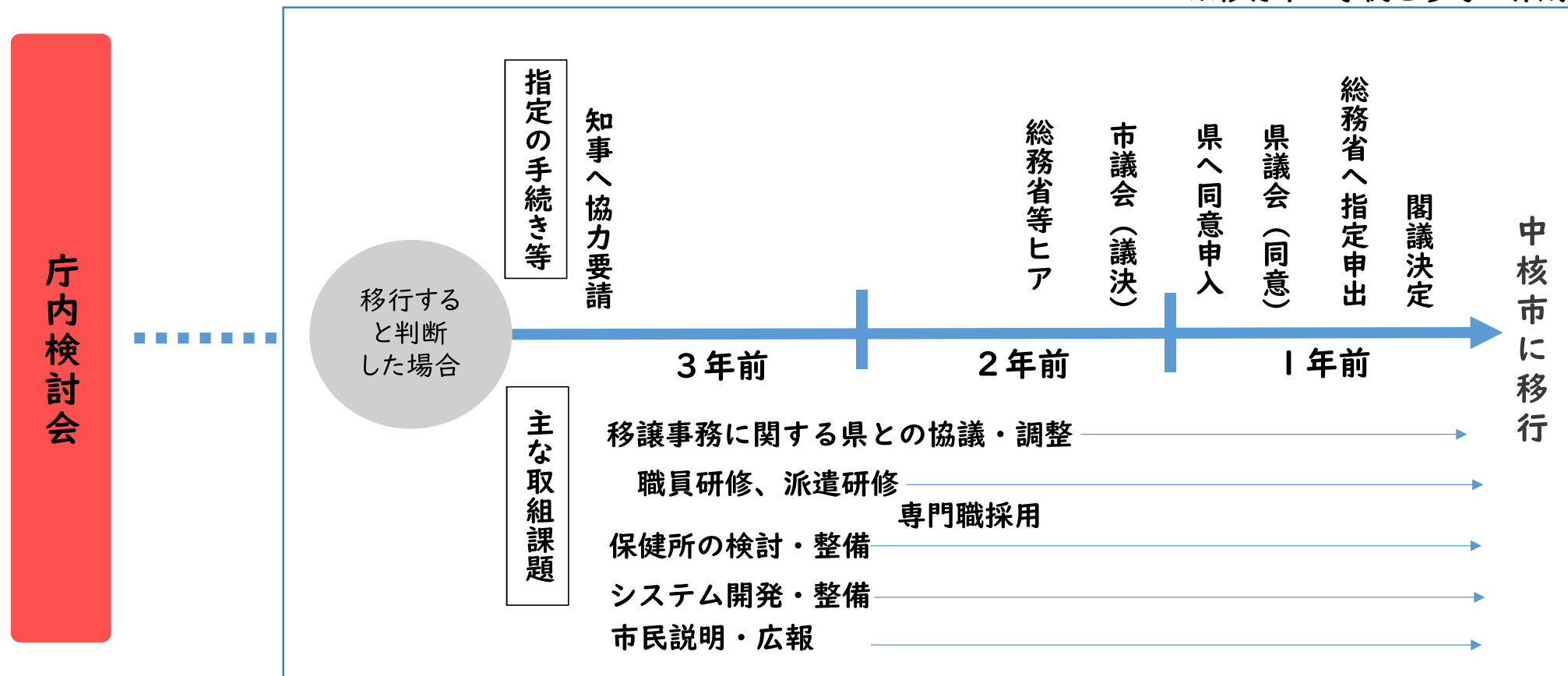
	庁内検討会 (経営戦略会議)
委員長	市長
副委員長	副市長
委員	教育長、部長 その他市長が指名する者
事務局	企画政策課

調査部会	
部会長	企画調整部副部長
部会員	移行に関連する課の課長等
事務局	企画政策課

- ・庁内検討会に調査部会を置く。
- ・調査部会は効果、課題を調査・研究し検討会へ報告する。

中核市へ移行するまでの流れ

※移行市の事例を参考に作成



今後の進め方

◎検討会

第1回（令和4年2月10日）

◎調査部会

第1回（令和4年2月14日）

（次第）

- 1 中核市制度について
- 2 調査部会の目的、役割
- 3 移譲される権限事務（分野）の整理

第2回 3月下旬予定

＊第3回以降の調査部会、第2回検討会は必要の都度招集する。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況などを踏まえてスケジュールは柔軟に対応する。